

八王子市甲の原体育館  
指定管理者募集要項

平成 24 年 9 月  
(平成 24 年 10 月 17 日修正)

八王子市教育委員会

## 目 次

1	施設の概要	1
2	指定期間	2
3	管理運営方針	2
4	法令等の遵守	2
5	指定管理者が行う業務の範囲及び基準	3
6	教育委員会が行う業務	3
7	リスク分担	3
8	損害賠償	3
9	保険	3
10	指定管理料の支払方法	3
11	応募資格	4
12	応募方法	4
13	指定管理者の選定	6
14	協定	6
15	モニタリングの実施	7
16	情報提供	7
17	指定の取り消し	7
18	担当	7

別紙1 施設図面

別紙2 業務要求水準書

別紙3 リスク分担表

別紙4 指定管理料の支払方法

八王子市体育館の設置趣旨に沿った管理運営を効率的・効果的かつ安定的に行うため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、八王子市甲の原体育館の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集する。

## 1 施設の概要

### (1) 施設の名称

八王子市甲の原体育館（以下「甲の原体育館」という。）

### (2) 所在地

八王子市中野町 2726 番地 8

### (3) 施設の目的

市民の体育並びにスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、心身の健全な育成に寄与することを目的とする（八王子市体育館条例（以下「条例」という。）第 1 条）。

### (4) 建物の構造等

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建

建築面積 2,809.97 平方メートル

延べ床面積 4,595.94 平方メートル

全館空調設備完備

### (5) 甲の原体育館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の内容

（詳細は別紙 1 「施設図面」を参照）

#### ア 室内プール

・ 25m プール … 325 m<sup>2</sup> (25×13m)、6 コース、水深 1.1～1.3m

・ 幼児プール … 18.6 m<sup>2</sup>、水深 0.4～0.45m

・ その他便益施設等 … 更衣室、シャワー室、トイレ、採暖室、監視室等

#### イ 第 1 体育室 … 1,010 m<sup>2</sup> (35m×28m)、高さ 8.4m

・ 付帯施設・附属設備

選手控室 (71 席)、倉庫、放送装置、電光掲示装置等

・ 利用可能種目

バスケットボール (1 面)、バレーボール (2 面)、バドミントン (6 面)、

卓球 (24 台) 等

#### ウ 第 2 体育室 … 197 m<sup>2</sup> (20m×9.5m)

・ 付帯施設・附属設備

倉庫

・ 利用可能種目

卓球 (6 台)、武道、エアロビクス等

#### エ 第 3 体育室 … 123 m<sup>2</sup> (12m×10m)

・ 付帯施設・附属設備

倉庫、音響設備、鏡 (壁面)

・ 利用可能種目

ダンス、武道、エアロビクス等

#### オ 会議室 … 83 m<sup>2</sup> (50 名収容)

・ 付帯施設・附属設備

音響設備、机、椅子、スクリーン等

・ 利用可能種目

各種会議、ダンス等

カ その他諸室

更衣室、トイレ、エレベータ、幼児コーナー、事務室、休憩室等

キ 駐車場 … 81 台（屋外 367 m<sup>2</sup>）

(6) 休館日

月の第1月曜日、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日

ただし、月の第1月曜日が休日に当たる場合は開館する。なおこの場合、休館日の振り替えは行わない。

また、毎年10月上旬にプールの全換水を行うこととし、その間プールは休場とすること（5日間程度）。

(7) 開館時間

午前9時～午後9時30分

(8) 施設等の利用形態

ア 貸切り利用

団体等が施設等を占有して利用する形態

イ 一般開放

種目等の利用形態を定め、指導員等を配置したうえで、施設等を一般に開放する自由参加型の利用形態（事前の申し込み不要）

ウ 個人利用

種目等の利用形態を定めるが、指導員等を配置せずに施設等を一般に開放する利用形態（事前の申し込み不要）

エ 教室事業

個人を対象に、定員、回数、種目及び実施内容等を定めて行う事業

## 2 指定期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで（3年間）

## 3 管理運営方針

(1) 管理運営の基本的方針

指定管理者は、管理運営にあたっては、施設の設置目的及び公の施設としての役割を十分に理解したうえで、独自の創意工夫を発揮することにより、快適な利用環境の維持及び魅力的なプログラムの提供などのサービスの向上に努めるとともに、利用者の安全を確保すること。

(2) 指定期間内の目標

ア 既存の事業及び利用方法を継承しつつ、現在、施設が抱える課題の解消に努めるとともに施設の更なる有効活用を図り、市民の利用を促進すること。

イ 広く市民が利用できる運営を行うこと。特に屋内プールを設置した市のスポーツ施設は本施設のみであることを認識し、適切な運営を行うこと。

ウ 常に利用者ニーズを把握・分析し、その結果を反映することでサービスの向上に努めること。

エ 事故等を未然に防ぐよう努めるとともに、事故等が発生した場合に適切な対応を行うことができるよう、十分な体制を整えること。

オ 施設のライフサイクルコストの削減、省エネルギー、省資源を図ること。

カ 以上の目標を効果的・効率的に実現すること。

## 4 法令等の遵守

指定管理者は、本業務の実施にあたっては、条例、同施行規則（以下「施行規則」という。）及び関係法令の定めに従うほか、基本協定、年度協定、要求水準書、事業計画

書及び年度事業計画書並びに市が必要に応じて指示する事項を遵守しなければならない。

## 5 指定管理者が行う業務の範囲及び基準

指定管理者は別紙2「要求水準書」のとおり業務を行うものとする。

## 6 教育委員会が行う業務

指定管理者は本施設の管理権限を有し、自らの判断で主体的に管理業務を行うことになるが、次の業務は教育委員会が自己の費用と責任において実施する。

- (1) 本施設の目的外使用許可に関する業務。
- (2) 教育委員会と指定管理者の協議に基づく、1件50万円以上の備品の修繕及び1件130万円以上の施設・設備の修繕。
- (3) 本施設に関する調査に対する回答に係る業務。
- (4) その他、必要と認められる業務。

## 7 リスク分担

教育委員会と指定管理者のリスク分担は別紙3「リスク分担表」に掲げるとおりとする。ただし、リスク分担表に定める事項に疑義が生じ、又は同表に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、教育委員会と指定管理者が協議の上、リスク分担を定めるものとする。

## 8 損害賠償

- (1) 指定管理者は、本業務の実施について、自己の責に帰すべき理由により教育委員会又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないものとする。
- (2) 指定管理者の責に帰すべき理由により指定管理者の指定が取り消された場合において教育委員会又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないものとする。
- (3) 損害賠償額は、教育委員会と指定管理者が協議の上定めるものとする。

## 9 保険

施設の管理運営業務を実施するにあたり、指定管理者は施設の管理瑕疵による第三者賠償及び運営上の瑕疵による第三者賠償に係る保険に加入すること。なお、当該保険の補償内容は、次のとおりとする。

保険契約者：指定管理者

被保険者：指定管理者及び市

てん補限度額（補償額）：対人 1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上  
対物 1事故あたり1億円以上

免責金額：なし

- ※ なお、本件について市は、①「建物総合損害共済事業（全国市有物件災害共済会）  
②「全国市長会市民総合賠償補償保険（全国市長会）」に加入しており、本保険は指定管理者による業務遂行上の瑕疵にも適用される。ただし、指定管理者が行う自主事業は本保険の対象にならない。

## 10 指定管理料の支払方法

指定管理者は、施設の管理運営業務の実施に必要な経費を、市が支払う指定管理料、利用料金及び自主事業の収入によって賄うものとする。

指定管理料は、事業計画書において提示のあった金額を踏まえ、年度ごとに市の予算

の範囲内で指定管理者と協議を行い、協定金額を決定する。支払いについては、別紙4「指定管理料の支払方法」に基づくものとする。

## 1.1 応募資格

- (1) 施設の目的及び管理運営方針に基づく管理運営が可能な法人またはその他の団体であり、プールを設置した体育館等の類似施設での指定管理者の実績を有するもの。
- (2) 複数の企業等が共同事業体を構成して応募することも可とする。この場合、申請はその代表者が行い、申請と同時に、共同事業体結成の協定書等の写しを提出すること。また、同一の団体が複数の共同事業体に参加し、同時に応募することはできない。
- (3) 次のいずれかに該当する団体（共同事業体の場合は構成団体も含む）は、応募者となることはできない。
  - ア 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加の資格)の規定に該当するもの。
  - イ 市から指名停止措置を受けているもの。
  - ウ 市民税、法人税、消費税等を滞納しているもの。
  - エ 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始している法人。
  - オ 地方自治法第92条の2(議員の兼業禁止)、第142条(長の兼業禁止)、第166条(副市長の兼業禁止)及び第180条の5(委員会の委員及び委員の兼業禁止)に該当するもの。ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合(長等が取締役等を兼ねることができる市の出資比率が1/2を超える法人)を除く。
  - カ 指定管理者になろうとする法人又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体又はその構成員である場合。

## 1.2 応募方法

- (1) 募集要項等の配付

募集要項等は市ホームページ (<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>) で公表するほか、下記の要領で配付する（配付は紙ベース）。

  - ア 配付期間 平成24年9月1日（土）から平成24年9月15日（土）まで  
※9月3日（月）を除く
  - イ 時間 午前9時から午後5時まで
  - ウ 配布場所 八王子市甲の原体育館（生涯学習スポーツ部スポーツ振興課）  
〒192-0015 八王子市中野町2726番地8
- (2) 説明会及び施設見学会

指定管理者応募予定者を対象に説明会及び施設見学会を次のとおり実施する。事業計画書等の作成に必要な資料を配付するので、指定管理者に応募する場合は、必ずこの説明会に出席すること。なお、説明会に出席しなかった者は原則、応募できない（共同事業体の場合は、構成団体のいずれかが説明会に出席すれば応募できる。）。

  - ア 日時 平成24年9月19日（水）午前10時から午前11時30分まで
  - イ 場所 八王子市甲の原体育館会議室
  - ウ 内容 募集要項及び要求水準書等の説明並びに資料の配付
  - エ 参加人数 1団体につき2名以内
  - オ 参加申込 平成24年9月13日（木）までに説明会参加申込書（様式1）を電子メールにて「18担当」へ提出すること。なお、9月14日（金）正午までに当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、9月14日（金）午後5時までに「18担当」に連絡すること。

カ その他 説明会へは公共交通機関のほか、車での来館も可能

(3) 質問及び回答

募集要項等に関する質問及び意見を次のとおり受け付け回答する。なお、当該期間外及び口頭等による質問等は原則、受け付けない。

- ア 受付期間 平成24年9月20日(木)から平成24年9月26日(水)
- イ 提出方法 質問書(様式2)に質問・意見の内容を簡潔にまとめ、上記期間内に電子メールにて「18 担当」へ提出すること。なお、9月27日(木)正午までに当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、9月27日(木)午後5時までに「18 担当」に連絡すること。
- ウ 回答 質問に対する回答は、応募予定者固有のノウハウに関するものを除き、平成24年10月10日までに市ホームページで回答する。なお、応募予定者固有のノウハウに関するものについての回答は、個別に電子メールで送付する。

(4) 指定管理者応募の方法

指定管理者に応募する者は次のとおり申請書等を提出すること。

- ア 受付期間  
平成24年11月8日(木)から平成24年11月9日(金)まで  
なお、受付時間は両日とも午前9時から午後5時までとする。
- イ 提出書類  
次に掲げる書類について、正本1部、副本9部及び提出書類のデータを記録したCD-Rを提出すること。なお、提出する資料のサイズは全てA4版とすること。
- (ア) 申請書
  - (イ) 事業計画書(様式3)
  - (ウ) 収支計画書(様式4)
  - (エ) 共同事業体結成協定書の写し(該当する場合のみ)
  - (オ) 団体の組織、沿革、その他事業の概要を記載した書類
  - (カ) 申請団体の定款・寄付行為等(申請者が法人でない団体の場合は、これらに相当するもの)
  - (キ) 役員名簿(様式任意)
  - (ク) 11(3)カに該当しないことを警視庁に照会するための同意書(様式5)  
※(キ)に記載された役員全員分
  - (ケ) 法人登記事項証明書  
※ 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書のいずれか
  - (コ) 法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証する書類  
※ 直近1ヶ年のもの
  - (サ) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書など)  
※ 直近3ヶ年分
  - (シ) 11(1)の実績を示す書類(様式6)
- ウ 提出方法  
アに掲げる期間内に担当へ直接持参、または配達記録郵便により提出すること。
- エ その他
- (ア) 複数の企業等が共同事業体を構成して応募する場合、申請はその代表が行い、共同事業体結成の協定書等の写し及び参加する企業等の上記イ(オ)から(サ)に示す書類を提出すること。なお、(シ)については、構成する企業等のうち、1者が有すればよいものとする。
  - (イ) 応募書類の提出は期間を厳守すること。また、受付期間後における応募書類

の変更及び追加は認めない。ただし、教育委員会が指示した場合はこの限りではない。

- (ウ) 応募書類の著作権は応募者に帰属する。なお、選考に必要な場合など、市教育委員会が必要と認めるときは、教育委員会は提出書類の全部または一部を無償で複製できるものとする。
- (エ) 応募書類は返却しない。
- (オ) 応募経費は応募者の負担とする。
- (カ) 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (キ) 応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面により提出すること。

### 1.3 指定管理者の選定

#### (1) 選定の基準

指定管理者の選定は、次に掲げる事項を総合的に判断して行う。

- ア 施設の設置目的を効果的に達成できること。
- イ 施設等を適切に維持管理できること。
- ウ 施設の管理運営を安定して行うことができる実績及び能力を有していること。
- エ 施設の公共性、公平性、公正性を担保し、市民の視点を重視した運営内容であること。
- オ 施設のサービスの向上、利用者の満足度の向上等を図る方策が優れていること。
- カ 施設の利用率を高め、収益の向上を図る方策が優れていること。
- キ 施設を効率的に管理運営する方策及び経費の節減を図る方策が優れていること。
- ク 事業の目標の設定と取組みが優れていること。
- ケ 個人情報保護管理、情報公開及び危機管理を図る方策が優れていること。

#### (2) 選考方法

##### ア 資格審査及び一次選考

提出された指定申請書等により、参加資格要件に関する資格審査及び一次選考（基礎審査）を行う。

なお、資格審査及び一次選考の結果は、平成 24 年 11 月 16 日（金）までに応募者全員に通知する。

##### イ 二次選考

二次審査は選定委員会を設置し、上記（1）の基準により審査を行う。

その際、提出された書類をもとに応募者によるプレゼンテーションを行う（プレゼンテーションでの新たな資料の提出や配付及びプロジェクター等の機材の使用は認めない。）。

プレゼンテーションの日程については、一次選考の結果と併せて通知する。

#### (3) 内定等の通知

選定委員会の審査結果の報告を受け、12 月中旬に指定管理者の候補者を内定して、結果に応募者に通知する。

#### (4) 決定

指定管理者の決定は、八王子市議会での議決後（平成 25 年第 1 回市議会定例会へ議案提出予定）に行う。

### 1.4 協定

管理業務に関する細目について、教育委員会と指定管理者の協議のうえ、事業を円滑に実施するために指定期間全体に効力を有する基本的事項を定めた基本協定、及び、当該事業年度毎の事項について定める年度協定を締結する。



## 15 モニタリングの実施

指定管理者は、教育委員会が当該施設に関して実施するモニタリングにおいて、「八王子市指定管理者制度モニタリングガイドライン」に従うこととする。

なお、モニタリングの評価結果は公表する。

## 16 情報提供

### (1) 指定管理者選考に関する情報の提供

指定管理者選考過程における、応募団体名（共同事業体で応募した場合は、構成団体名を含む）、候補者として選定された団体の選定理由、事業提案の概要、評価及び選定結果については、原則として市は広く情報提供を行う。

また、提出書類については、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報及び個人情報並びに法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなどを除き、公開する。

### (2) 指定管理業務に係る情報提供

協定書及びモニタリングの実施結果の概要等については、原則として市は広く情報提供を行う。（個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除く。）

### (3) 情報公開請求への対応

指定管理者選考及び指定管理業務に関して指定管理者から提出された書類について、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除き公開する。

## 17 指定の取り消し

指定管理者（共同事業体の場合は構成団体も含む）が、下記のいずれかに該当する場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることがある。

### (1) 本業務に関する協定に違反したとき

### (2) 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく、本市の指示に従わないとき

### (3) 管理業務を継続することが適当でないと市が認めたとき

### (4) 本業務に関する協定を履行することができないと市が認めたとき

### (5) 条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき

### (6) 指定管理者又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体又はその構成員であることが明らかとなったとき

## 18 担当

八王子市教育委員会生涯学習スポーツ部スポーツ振興課（甲の原体育館担当）

〒192-0015 八王子市中野町2726番地8

電話番号 042（627）3300

メールアドレス b321002@city.hachioji.tokyo.jp